

▶対象とする設備

対象とする設備の内容	
区分	内容
<p>①レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム</p> <p>※ただし、導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること</p>	<p>(1) レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備</p> <p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備</p> <p>※FIT（固定価格買取制度）による売電やFIP制度の活用は不可</p> <p>※廃棄物処理施設の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外</p> <p>※バイオマス資源については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること</p> <p>(2) コージェネレーションシステム</p> <p>エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池。ただし、①BOS（停電対応）仕様を備えること、②ガス供給が途絶した場合の復旧計画を定め、経済的合理性のある供給体制を備えたもの（都市ガス供給地域の場合は、中圧ガス導管等からガス供給を受け災害時においても当該設備を稼働させる体制を構築すること。それ以外の場合は、災害時においても当該設備が稼働するために必要な燃料を常時確保すること）に限る。</p> <p>なお、BOS仕様のGHP（ガスヒートポンプ）はコージェネレーションシステムとはみなさない。</p> <p>※その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの</p>
<p>②蓄電池設備（据置（定置）型）</p> <p>※以下の要件を満たす場合は、蓄電池（据置（定置）型）のみの設置も可とする。</p>	<p>自然変動型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備等）を導入する場合は必須。</p> <p>ただし、次の①及び②を満たす場合を除く。</p> <p>①下記の要件を満たす蓄電池設備（据置（定置）型）が導入されている場合</p> <p>②本補助金を活用し、外部給電可能な車載型蓄電池等を導入し、災害時に必要な電力を施設内に供給できる体制を構築する場合</p>

(ア)既存の再生可能エネルギー設備と接続し、蓄電池設備を導入する前より温室効果ガスが排出抑制されること

(イ)既存の再生可能エネルギー設備は、固定価格買取制度を適用していないこと

(ウ)平時及び災害時とも稼働すること

<蓄電池設備（据置（定置）型）の要件>

- ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
- ・ 原則として、系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するものであること。ただし、次の①～③を満たし、効率的な運転を行う場合においてはこの限りではない。

- ①災害時に必要な電力量を確保すること
- ②余剰電力を発生させないこと（やむを得ない場合を除く）
- ③再生可能エネルギー設備等によるエネルギー供給量が把握可能で、CO2削減効果の実績を把握できるよう措置すること

- ・ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・ 系統からのエネルギー供給が無い場合にあっても、避難設備等の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保すること
- ・ 家庭用蓄電池設備（据置（定置）型）については、上記に加えて、次のア～カを満たすこと。

※蓄電池設備（据置（定置）型）の区分（①家庭用、②業務用・産業用）は下記のとおり

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

項目	登録要件
ア. 蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること ※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること
イ. 性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること
ウ. 蓄電池部安全基準	○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること

	<p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること</p>
<p>エ. 蓄電システム部安全基準</p> <p>※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること</p> <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
<p>オ. 震災対策基準</p> <p>※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること</p>
<p>カ. 保証期間</p>	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>
<p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p>	

③省エネルギー設備

(※①の設備と併せて導入する場合に限る)

(1) 高効率空調機器

対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する空調機器に限る。

(2) 高機能換気設備

対象施設内に設置するものであり、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する換気設備に限る。

上記に加えて、次の①～③の条件を満たすこと。

①全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること

②必要換気量（1人当たり毎時30 m³以上※）を確保すること

③熱交換率40%以上（JIS B 8639 で規定）であること

※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³ を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。

「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省を確認すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

(3) 高効率照明機器

対象施設内に設置するものであり、従来の照明機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。

(4) 高効率給湯機器

対象施設内に設置するものであり、従来の給湯機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する給湯機器に限る。

	<p>(5) 断熱材等</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の断熱材等に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて事業を継続させる建物のエリア内に導入する断熱材等に限る。</p> <p>(6) エネルギーマネジメントシステム</p> <p>対象施設内に設置するものであり、平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する機器について、熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器等に限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(4)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする。</p> <p>(7) 変圧器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の変圧器に対して省エネ効果が得られるものに限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(4)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする。</p> <p>※その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの</p>
<p>④上記に付帯する設備</p> <p>※上記の設備と併せて導入する設備</p>	<p>(1) 車載型蓄電池</p> <p>通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、従来車からの買換え（リースを含む）で導入する外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（令和3年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「CEV補助金」という。）の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限る。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/information/system.html</p> <p>※当該車両については、CEV補助金との併用は不可</p>

